



マイナンバー制度が始まります!

マイナンバーとは日本国内の一人ひとりが持つ12桁の番号で、平成27年10月から通知され、平成28年1月から利用が始まります。

1人に1つのマイナンバー

平成27年10月中旬～ マイナンバー通知開始

住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で順次発送します。

■郵便の中身

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書
希望者には無料で個人番号カードを交付します。申請書に必要事項を記入の上、顔写真を添付して、郵送やインターネット等で申請してください。
※詳細は説明書をご覧ください。
- 返信用封筒 説明書



平成28年1月～ マイナンバー利用開始・個人番号カード交付開始

■マイナンバーの利用場面

雇用保険・医療保険、児童手当などの福祉の給付、確定申告などの税の手続きでマイナンバーの記載が求められます。

■個人番号カードとは?

個人番号、氏名、住所などが記載された顔写真付きICカードです。マイナンバーを記載した書類を提出する時、番号確認と本人確認が1枚のカードで行えます。また、身分証明書の提示や電子申請を行う時に使用できます。

※交付に時間がかかるため、平成28年1月～3月に電子申請(e-Taxなど)の手続きを行うかたはご注意ください。

※個人番号カードと住基カードとの重複所持はできません。



問い合わせ…(制度全般)コールセンター(全国共通ダイヤル) ☎0570-20-0178 (平日9:30～17:30)
IP電話など ☎050-3816-9405・外国語対応 ☎0570-20-0291
通知カードについて(市民課) ☎048-271-9485 FAX 048-250-1169



事業者のかたへ

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成 など

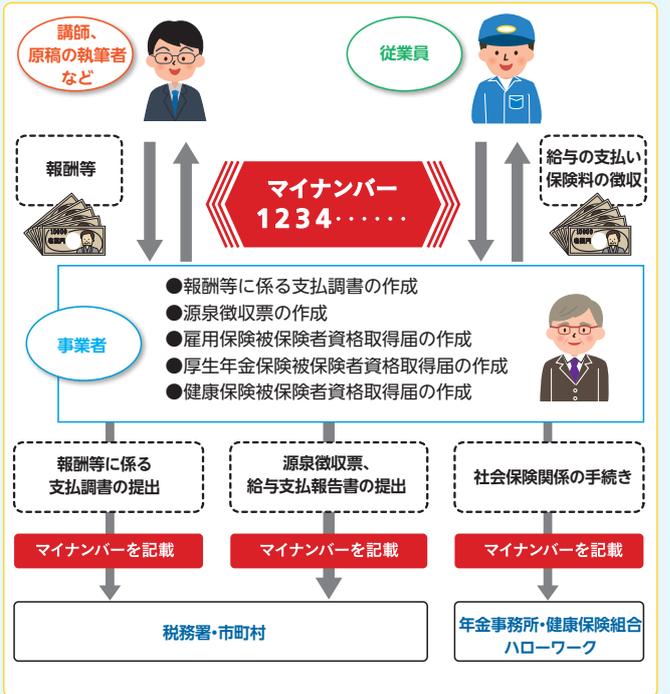
マイナンバーの取扱いは、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修等によるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いします。

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

マイナンバーはこのような利用されます。



制度に関する問い合わせ…番号制度整備室 ☎048-271-9745